

## 【機器構成内訳】

機器構成については以下の①、②いずれかを選択すること。

① TOSHO 注射薬自動払出システム 一式	
(内訳)	(納期)
ランダムディスペンサーユニット 2台	令和8年9月30日
キットボトルユニット 2台	令和8年9月30日
注射箋、ラベルプリンター一体ユニット 2台	令和8年9月30日
空トレーユニット(トレー1台車仕様) 2台	令和8年9月30日
完了トレーユニット 4台	令和8年9月30日
トレー自動収納ユニット 2台	令和8年9月30日
トレー1台車 40台	令和8年9月30日
キャリーベース 2台	令和8年9月30日
トレー表示システム 2台	令和8年9月30日
トレー表示機 1800台	令和8年9月30日
トレー表示機リモコン 6台	令和8年9月30日
外出プリンター(裏セロ仕様) 1式	令和8年9月30日
外出ラベルプリンター 1式	令和8年9月30日
係数調剤支援システム 1式	令和8年9月30日
PDAチェック端末 2台	令和8年9月30日
トレー表示機外部書換装置 1台	令和8年9月30日
SPDシステム連携等	令和8年11月30日
基本制御費用	令和8年11月30日
導入支援費用	令和8年11月30日
TSカード 3列×10段仕様 盗難防止ロック・鍵付き 60台	令和8年9月30日
ハニカムトレー B4深型トレー(バスケット) 1800個	令和8年9月30日
小分けトレー(深) 7200個	令和8年9月30日
②ユヤマ 注射薬自動払出システム 一式	
(内訳)	(納期)
注射薬自動払出システム 供給リフター 2台	令和8年9月30日
注射薬払出機 2台	令和8年9月30日
注射薬払出機 ボトル払出装置 2台	令和8年9月30日
ラベル注射箋プリンター 2台	令和8年9月30日
リライトカード付排出リフター 2台	令和8年9月30日

注射薬自動払出装置 積上げリフター A4縦 2台	令和8年9月30日
注射薬返品薬払出装置 1台	令和8年9月30日
アンプルピッカーコントローラー 1式	令和8年9月30日
クライアント制御端末アンプル制御/代替機 2台	令和8年9月30日
SE現地調整 1式	令和8年11月30日
SPDシステム連携カスタマイズ 1式	令和8年11月30日
ローテーションカード(カーテンシャッター) 片面ロールスクリーン付 本体のみ 60台	令和8年9月30日
4分割トレイ(ライト)本体のみ 1800台	令和8年9月30日
ハーフ内トレイ(4分割トレイライト用) 7200台	令和8年9月30日
トレイ台車 40台	令和8年9月30日

【性能及び機能に関する要件】

1	注射薬自動払出システムについて以下の要件を満たすこと。
1-1	制御・導入エンジニアリング
1-1-1	現行及び次期導入の(株)湯山製作所製の薬剤部門システムと連携し、注射オーダーを自動的に入力する機能を保有し、そのデータに基づき、注射薬払出装置を稼働させること。
1-1-2	患者トレーは、A4処方箋がそのまま入るサイズで、トレー内を小分けトレーで4分割したものを採用していること。
1-1-3	注射薬の払い出しは、トレー4分割方式とし、4分割された患者トレーの分割部に、施用単位又はRp単位に注射薬と輸液ラベルが自動投入されること。また、注射箋もトレー内に自動投入されること。
1-2	アンプルバイアル払出装置(ランダム充填方式)
1-2-1	薬品収納カセットは、補充時の作業効率を考慮して、整列補充ではなくランダム補充が可能のこと。
1-2-2	薬品カセットは実装薬品を変更する際などに調整が不要な方式であること。
1-2-3	払出量に応じて、同一薬品を複数カセットに収納できること。
1-2-4	次期導入の(株)湯山製作所製のピッキング鑑査システムと連携し、薬品補充時に補充間違いを防止する機能等を有すること。
1-2-5	注射薬の払い出しは、トレー毎に施用単位又はRp単位で注射薬と輸液ラベルが自動投入されること。また、注射箋も患者トレー内に自動投入されること。
1-2-6	注射薬払出装置で使用するトレーは、A4サイズの注射箋が折らずに投入できること。
1-2-7	注射薬、注射箋、ラベルが欠品した場合や完了トレーが満杯になった場合、画面表示及び音などで知らせること。
1-2-8	処方区分毎、病棟単位、患者毎など処方を選択して個別に払出ができること。
1-2-9	1台が薬品払出途中で機能停止した場合に、もう1台にデータを振り分け払出ができること。
1-2-10	装置に電源を供給できない状況でも、薬品を取り出せること。
1-2-11	薬品払出時にGS1バーコード及び使用期限を自動で読み取る機能があり、使用不可薬品が充填されている場合や、使用期限が切れている薬品があった場合に、払出に使用せず、使用ができない薬品であることが分かる機能があること。
1-2-12	非常停止ボタンが備わっていること。
1-2-13	返納薬品の自動仕分け機能を有すること。
1-2-14	自動で仕分けした返納薬品から優先的に払出しを行う機能があること。
1-2-15	返納薬品の自動仕分け時に使用期限をチェックする機能があること。
1-2-16	返納薬品の自動仕分け時に、使用期限が切れている薬品やバーコードの読み取りが出来なかった薬品などは、専用の保管エリアに自動で仕分けされること。
1-2-17	返納薬品の自動仕分け中にオーダーを受信した場合には、薬品払出しを優先する割り込み処理機能があること。
1-2-18	重量計測方式などを用いて、装置内薬品の在庫量を自動カウントする機能を有し、カセット毎に薬品残量が表示させる機能を有すること。又、在庫一覧としてCSVなどのデータ出力が可能のこと。

1-2-19	薬品が欠品した際には、その欠品薬品の収納場所をモニターに表示できること。
1-2-20	50ml、100mlのボトル、TN、プレフィルドシリンジ薬品、袋入り薬品を実装できる機能を有すること。
1-2-21	100mを超える輸液類のピッキング間違いを防止する装置もしくはシステム等を有すること。なお、左記要件については次期導入の(株)湯山製作所製の薬剤部門システムと連携することで対応できる場合も可とする。
1-3	注射せんラベルプリンタ装置
1-3-1	プリンタ装置は、注射箋及び注射箋(控え)の発行、ラベルの発行ができること。
1-3-2	注射ラベルは、4分割された患者トレーの分割部に自動投入できること。
1-3-3	払出し単位毎(病棟別、日別など)の非実装薬品集計リストが発行されること。
1-3-4	注射箋及び注射ラベルには、以下の項目を適切な位置にレイアウトでき印刷できること。 ●オーダー情報内の患者番号 ●患者氏名 ●病棟名称 ●診療名称 ●生年月日 ●年齢 ●性別 ●薬剤名 ●薬品名称 ●保存区分(冷所、暗所等) ●薬品区分(輸液、毒薬、劇薬等) ●施用量 ●施用単位 ●手技 ●投与経路 ●施用回数 ●投与スピード ●コメント ●処方区分 ●至急区分 ●オーダー番号 ●注射薬の混合調整の別 など
1-3-5	抗がん剤レジメンにおいては、抗がん剤とそれ以外の薬品を分けて、処方箋の発行が出来ること。また、抗がん剤調製に必要な抜き取り量、溶解液量などが記載された帳票が発行できること。
1-3-6	処方箋、注射ラベルなどが患者毎、Rp毎に再発行できる機能を有すること。
1-3-7	緊急時や至急時のために外部に設置したプリンタでも同様な注射箋が印字できること。
1-3-8	注射ラベルに患者投薬確認に使用する患者リストバンド及び電子カルテと整合性がとれるバーコードを印字できること。
1-3-9	注射箋及び注射ラベルへの印字項目は別途調整し、適切な位置にレイアウトでき印刷できること。
1-3-10	注射箋及び注射ラベルには、オーダ時のコメントなどが印字できること。また、薬品マスターなど部門で入力した薬品個々に紐付いた注意文章が印字されること。
1-3-11	冷所薬品が処方内に混在する場合、別途、冷所薬品のみのラベルが発行されること。
1-3-12	処方箋プリンタはカラー印刷可能なものとし、複数規格薬品、一部使用薬品(全量使用しない)など指定の色で印刷されること。
1-3-13	薬品が液体の場合、処方箋(控え)に投与量(mL)が印字されること。
1-3-14	臨時・緊急時や夜間などはプリンタから印刷可能な半フィルムもしくはビニール薬袋を選択して出力(印刷)できること。
1-3-15	上記半フィルムもしくはビニール薬袋の出力は、ボトルのみの場合は出力不要(ラベルのみ出力)とするなどの設定が可能であること。
1-4	トレー台車
1-4-1	注射カートは施錠可能であること。また、ストッパーにより固定できること。
1-4-2	トレーには薬品を人目から保護するカバーを用意できること。
1-4-3	空トレー装置は、アンプル・バイアル等を払い出すトレーをまとめて積載でき、払い出し時に自動でトレー供給できること。
1-4-4	トレーを積載した専用トレー台車を自動で引き込み、本装置内にセットできること。
1-4-5	注射薬カートが取り外されている状態でも、払出処理を継続する機能があること。
1-4-6	エラー発生時やトレー補充時には、文字や音声で内容をお知らせできること。
1-4-7	注射薬カートにトレーを自動で収納できること。
1-4-8	シャッターもしくはロールカーテンなどで個人情報が保護される仕組みであること。また盗難防止策の機構が備わっていること。
1-4-9	臨時トレーは注射薬カート内の定期トレーと混在させないために完了トレー装置へ仕分けられること。
1-5	トレー表示器
1-5-1	トレー表示器は、トレー側面にトレー個体を識別できるよう、希望する以下の情報が表示できること。 ●患者名 ●施用日 ●病棟名 ●処方区分 など
1-5-2	トレー表示器は、電子ペーパーもしくはリライトカードを採用すること。
1-5-3	トレー表示器には「冷所」などの注意喚起項目も表示できること。
1-5-4	万が一注射自動払出装置本体が停止してしまっても、本装置でトレー表示器を書き換えることにより払出し作業を続けられること。もしくは外部プリンタなどから患者ラベルが印刷できること。

1-6	ハードウェア
1-6-1	当院のサーバ室にサーバを設置する場合、以下のハードウェア要件を満たすこと。
1-6-2	サーバはラックマウント型(3U以内)であること。
1-6-3	無停電電源装置はラックマウント型であること。
1-6-4	当院指定のサーバーラック(メーカー:FUJITSU、型番:19R-174B2 19インチラックモデル1740)に収まること。
1-6-5	ラック搭載のコンソールに接続するための1.8m以上のKVMケーブル(USB+VGAタイプ)を1本用意すること。
1-6-6	コンピュータ名・IPアドレス・ユーザ作成(システム管理者含む)等、当院の管理規則に従い、設定すること。
1-6-7	DVDドライブ、USBポート等を有する機器の物理的またはソフトでのデバイス制御(読み書き禁止)を行うこと。
1-6-8	当院の既存ネットワークと通信する場合は、当院の指定するセキュリティソフトをインストールすること。既存ネットワークと通信しない場合は、セキュリティソフトをインストールするとともに、セキュリティソフトの定期的な定義更新・パッチ適用方法を有すること。
1-6-9	リモートデスクトップは有効にしないこと。有効にする場合は、標準ポートからの変更等を行い、当院の使用許可を得ること。
1-6-10	リモートにて保守を行う場合は、原則として当院の統合リモート環境(証明書を用いたSSL-VPN環境。インターネット回線・リモートに使用する端末は当院では用意しない。)を使用すること。ただし、セキュリティリスクに対する根拠資料提出の上、当院の使用許可が出た場合は独自回線も使用可能とする。
1-7	その他
1-7-1	次期導入の(株)湯山製作所製のピッキング鑑査システムと連携し、機械払出以外の手払出の薬品はピッキングシステムなどを使用して取り揃えチェックが行えること。
1-7-2	次期導入の(株)湯山製作所製の医薬品発注システムと連携し、注射払出し後に中止、未実施となった場合、処方単位で返品処理が行えること。
1-7-3	次期導入の(株)湯山製作所製の医薬品発注システムと連携し、上記返品処理データを反映して薬剤部在庫(倉庫)データへの加算が行え、棚卸しデータとして利用できること。
1-7-4	次期導入の(株)湯山製作所製の医薬品発注システムと連携し、作成した棚卸データをCSVファイルへ出力可能のこと。
1-7-5	次期導入の(株)湯山製作所製の薬剤部門システムと連携し、各マスターの同期がされること。
1-7-6	次期導入の(株)湯山製作所製の薬剤部門システムと連携し、以下の情報の同期がされること。 ・処方歴 ・レジメンオーダ情報 ・患者基本情報(アレルギーなど) ・検査情報
1-7-7	次期導入の(株)湯山製作所製の薬剤部門システムと連携し、抗がん剤調製記録票・投与前確認シートを印字できること。
1-7-8	現行の物流システム(東邦)とデータ連携ができること。
1-7-9	当院のNTPサーバと通信する等、正確な時刻同期を行うこと。
1-7-10	本システムに必要なシステム連携費用、ネットワーク工事費用(既存ネットワークと接続する場合は、既存ネットワーク保守業者に確認の上、必要な費用)はすべて本調達に含めること。

#### 【性能及び機能以外に関する要件】

2	設置条件等は、以下の要件を満たすこと。
2-1	調達物品の搬入及び据え付け、稼動のための調整を行うこと。
2-2	装置の納入場所については、本院と協議すること。
2-3	一次側設備・施設建築物・床の補強・電源設備等は本院が用意するので、これらの詳細に関しては本院に問い合わせること。
2-4	装置の設置にあたり、病院側設備・施設建築物・床の補強・電源設備 等以外の、電源タップ・配線・配管等を必要とする場合は、納入業者の負担で用意すること。
2-5	調達物品の構成内容については、本院に問い合わせること。
2-6	年間を通じて保守、連絡体制が整っており、本院からの電話連絡により保守サービスが受けられること。また、部品の供給・サービス員の出動が行え、修繕発生連絡後直ちに対応可能な保守体制を有すること。
2-7	メンテナンスサービスの拠点が県内にあること。
2-8	障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制をそなえていることを証明すること。

2-9	本調達品の保証期間は、安定稼動時から1年間とすること。
2-10	調達物品は納入後においても、稼動に必要な消耗品及び故障時に対する、交換部品の安定した供給が確保されていること。
2-11	取扱説明書は、日本語版で1部以上提供すること。
2-12	1週間程度の講習を含む取扱説明を行うこと。
2-13	調達物品には、基本的機能を損なわないよう必要な物品をそなえること。
2-14	現存機器の解体、下取費用を含めること。
2-15	納期については機器構成に記載している期限を厳守すること。なお、現行システム（薬剤部門システムおよび物流管理システム）との連携については令和8年9月30日までに完了すること。また仕様書に記載している【性能及び機能に関する要件】および【性能及び機能以外に関する要件】については令和8年11月30日までに全ての要件を満たすこと。